1 制度の趣旨

幼稚園における「預かり保育」は、保護者がやむを得ず降園時刻に園児を迎えに来ることができない場合に、 臨時的に園児を預かることによって子育てをサポートしようとするものです。

就学前の幼児を一時的に預かる制度としては、「ファミリーサポートセンター ※1」や「保育園による一時預かり ※2」 もありますので、ニーズにあわせてご利用ください。

- ※1 詳しくは、ファミリーサポートセンター(™ 079-424-9933)にお問い合わせください。
- ※2 詳しくは、各保育園にお問い合わせください。(実施していない保育園もあります。)

2 実施する日

月曜日から金曜日までで、幼稚園の登園日に限ります。

(夏期休業中などの長期休業中や休園日には、実施しません。)

※ 園児の疾病、気象警報・感染症による学級閉鎖など、園児の健康上、安全上やむを得ない場合に、 預かり保育を中止または保育時間の短縮をすることがあります。

3 実施する時間

教育課程教育時間終了後(降園時刻)から 午後4時まで です。

4 対 象

幼稚園に在籍する園児のうち、「臨時的に保育を要する園児」です。

具体的には、保護者が次の(1)から(5)のいずれかの理由により、降園時刻に園児を迎えに来ることができない場合に対象となります。

ただし、次のいずれかの理由に該当しても、その状態が常態化している場合は対象となりません。また、保護者の ほかに保育することができる人がいる場合も、対象となりません。

- (1) 疾病、負傷、妊娠等の理由により「入院」、「通院」または「安静を要する」こと。
- (2) 同居の親族を「看護」または「介護」すること。
- (3)「求職活動」をすること。
- (4)「冠婚葬祭」に参列すること。
- (5) 園から出席を依頼された「研修・会議」または園児の兄弟姉妹の「学校行事」等に参加すること等。

5 預かり保育料

園児1人につき、「日額500円」です。

一度納付された預かり保育料は、気象警報、感染症による学級閉鎖などの場合を除き、原則としてお返しできません。

なお、この保育料は市の使用料収入となりますので、預かり保育用の教材費等に充てられるものではありません。

6 申請手続き

原則として、預かり保育を希望される日の前日までに申請書を提出し、預かり保育料を納付してください。 ただし、緊急でやむを得ない場合は、当日の申し込みも可能です。 この場合は、当日の午後4時までに預かり保育料を納付してください。

7 預かり保育の内容

預かり保育は、園児の負担を考慮し、家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごす「養護を中心とした保育」ですので、 新たな教材を提供する等、教育的な保育は実施しません。また、おやつの提供もありません。

8 その他

午前保育の日に預かり保育を希望される場合は、 園児の昼食(お弁当)を準備してください。